

日本神経内視鏡学会技術認定医申請方法の手引き

1. 技術認定申請書関係

①技術認定申請書・履歴書(様式 1 号)

申請のためには日本脳神経外科学会専門医であることが条件です。また日本神経内視鏡学会に入会していることが必要です。

②学会・講習会参加履歴(様式 2 号)

日本神経内視鏡学会、講習会(ハンズオンセミナー)毎に、それぞれ第何回～第何回参加とまとめて記載可能です。それ以外の認定講習会も連続して参加している場合はそれぞれまとめて記載可能です。

日本神経内視鏡学会に入会後の学会、講習会参加が有効になります(ただし 2016、2017 年度の申請に関しては、日本神経内視鏡学会に入会前の学会、講習会参加も可とします。)

③手術実績一覧表(様式 3 号-1)

1. 対象手術手技を指導者のもとで 20 例以上、そのうち術者として 10 例以上経験している必要があります(指導者は本制度技術認定医であることが条件です。また手術実施日に指導者が本制度技術認定医ではない場合は手術症例に含まれません。)

2. 非常勤の施設で経験した手術症例も記載可能です。

3. 術者・助手の区別に丸をつけてください。

4. 手術実績は古いものから順に記載し、手術名が連続する場合は同上としてもかまいません。同一手術での申請は術者 2 名、助手 2 名までとします。なお手術記録等の提出を求める場合があります。

④指導者(日本神経内視鏡学会技術認定医)の推薦状(様式 3 号-2)

申請者の対象手術手技の技術を保証し得る、技術認定医(日本神経内視鏡学会技術認定医)直筆のサインをもらってください。

2. 申請書関係添付書類

①日本脳神経外科学会専門医認定証(写)

②本学会学術集会参加証明書類(過去 2 回以上)(写)

③制度委員会主催の講習会の受講証明証(過去 2 回以上)。なお制度委員会主催の講習会の受講が 1 回の場合は、それに準ずる講習会(認定講習会)の受講証明書(過去 1 回以上)(写)。

学会参加、講習会参加の証明を、施設長の証明書によって行うことはできません。ただし、実際の参加証以外に客観的な証明書を提出することも可能です。例えば、日本脳神経外科学会専門医クレジット実績(日本脳神経外科学会事務局にお問い合わせください。)、筆頭発表者のプログラム、講習会テキストなどを利用してください。ただし、参加証以外の場合、その有効性は判定委員会で行います。事前の問い合わせには、お答えできません。

3. その他

審査結果が「再審査」の方は、再申請の際に審査手数料の振込は不要です。振込領収書コピーの代わりに再審査となった審査結果のコピーをご郵送ください。他の申請書類、添付書類は新たに記入してお送りください。